

京都市告示第 3 7 2 号

生活保護法第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 2 項第 3 号（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
大関内科クリニック	北区平野桜木町 2 7 番地	平成 25 年 11 月 1 日
医療法人高松内科医院	北区紫野下御輿町 1 3 番 1 プレイル北大路ビル 1 F	平成 25 年 10 月 1 日
医療法人華桃会さとう耳鼻咽喉科	中京区西ノ京職司町 7 0	平成 25 年 8 月 19 日
医療法人社団貴順会林整形外科医院	中京区麴屋町通御池上る上白山町 2 5 8 - 1	平成 25 年 10 月 1 日
前田クリニック	下京区西七条北月読町 7 3	平成 25 年 10 月 15 日
医療法人健祥会 いまい小児科クリニック	南区吉祥院車道町 1 6 番地 コーポ車道	平成 25 年 10 月 1 日
医療法人宏笑会 中原ひろし小児科	右京区西院追分町 2 5 番地 1 イオンモール京都五条 3 階	平成 25 年 10 月 1 日
医療法人貴京会 伏見駅前陳皮フ科・形成外科クリニック	伏見区深草柴田屋敷町 1 2 番地 1 フレーヴァ藤森 1 階	平成 25 年 10 月 1 日

名 称	所 在 地	指定年月日
かさほら内科医院	西京区川島有栖川町44-1 グレンクタケ ダW1	平成25年11 月1日
そえだデンタルクリ ニック	上京区上長者町通裏門東入須浜町571-2 ヴィヴァーチェ智恵光院1階	平成25年11 月5日
福井歯科医院	左京区北白川大堂町60	平成25年9月 1日
さとう歯科クリニック	左京区下鴨東塚本町22-1	平成25年11 月1日
高寄歯科医院	右京区太秦御所ノ内町25-10	平成25年9月 30日
Nデンタルクリニック 「野間歯科医院」	伏見区竹田田中宮町1番地 シエルベージュ 城南1F	平成25年9月 1日
医療法人こうの歯科	西京区御陵溝浦町26番30	平成25年10 月1日
薬局ダックス 西七条 店	下京区西七条北月読町70番地	平成25年10 月1日
阪神調剤薬局 太秦店	右京区太秦馬塚町29-16	平成25年10 月15日
かおる薬局	山科区東野北井ノ上町2番地の1	平成25年9月 1日
訪問看護ステーション まごのて西陣	上京区中立売通大宮西入新白水丸町446番 地	平成25年10 月18日
訪問看護ステーション こころの木	伏見区向島津田町101番地の1	平成25年10 月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)